

緊急市民雇用奨励金制度

目的

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う雇用情勢の悪化により、就労機会に制約を受けている市民を応援するため、こうした方々を臨時的に雇用し、働く場所を提供する市内事業者等に対し、新たに雇用した方の人件費相当額を奨励金として全額支援します。

対象者の条件

- ・雇用者（対象者）：市内に事業所を有する事業主、市内に住所を有する個人経営の農林漁家
- ・被雇用者：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、離職や休業、短時間勤務などを余儀なくされ、就労機会に制約を受けている市民
- ・交付条件：令和2年4月から9月にかけて、次の条件を満たす新規雇用を行った場合
 - ✓ 時給相当額が880円以上、労働時間数が週10時間以上かつ雇用期間が1ヶ月以上であり、適切な社会保険等の措置を行っていること
 - ✓ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、就労機会に制約を受けている方であることを確認していること
 - ✓ 事業所が従来から行っている事業、または従来 of 事業と関連する事業※に従事させること
- ・その他：雇用者は反社会的勢力に該当せず、市税等の滞納が無いこと
雇用者が認めた場合、一の被雇用者につき複数の者から雇用されることを妨げない

※ 店舗販売のみの小売店が新たにネット・通信販売を開始する場合 など

交付内容

- ・奨励金額：実施期間中における新規雇用者の労働時間数に880円を乗じた額（上限8h/人日）
- ・実施期間：令和2年5月1日（金）～令和3年3月31日（水）
- ・交付方法：実施期間中の労働予定時間数の7割相当額を速やかに概算交付。以降は前月の労働実績を翌月10日までに報告、実施期間終了時に精算額を交付。

申込み方法

交付申請書に必要事項を記入し、雇用状況等が確認できる書類を添えて、市役所総合政策課まで持参又は郵送によりご提出ください。

申請をご検討される事業者等は、事前にお電話等でご相談くださいますようお願いいたします。



【お問い合わせ】

飛騨市役所 企画部総合政策課

☎:0577-73-6558 mail:sougouseisaku@city.hida.lg.jp